時事新報

修身教科書に關する貴族院の建議

學者識者の眼を以て觀察すれば議會の如き衆愚の府に過ぎずとの說ある位なれば我輩は必ずしも之に責むるに名論卓說のみを以てせずと雖も過日貴族院が修身敎科書の編纂は政府自から之に當るべしと建議したるを見て此沙汰の限りとして憫笑せざるを得ず文部の當局者必らず具眼の士なきに非ざれば斯る僻論に動されて自から識者の笑を招くが如きみとなかる可しと信ずれども聊か一言せざる可らずと云ふ次第は兎角何事も政府に依賴するを以て最良の術と信ずる無氣力依賴主義の人物少からざる時勢にして或は官府の中にも此時勢に乘じ官版の修身書を以て國民道德の標準とせんとするが如き奇人なきにしも非ざる可ければ我輩の所論必ずしも杞憂にあらざる可し抑も道德の原理に遡りて之を論ずれば種々樣々の議論あるみとにして古今千百の賢哲其揆を一にするものなしと雖も畢竟するに唯その赴く所の道を異にするまでにして歸する所は一のみ社會の組織未だ充分に發達せざるがため或は文化の程度未だ高からざるが爲め時には族長時代に行はれたる道德の舊面目を存するもののなきに非ざれども文明進步の勢に伴ふて遂には其標準の歸一を見るに至る可し譬へば地層を檢察せんに石灰は多く無脊髓動物の時代古赤砂は魚類時代チョークは爬蟲類時代等自から判然たる區分ありて噴火、地震の作用にあらずんば容易に時代の特質を混淆するみとなきが如く人類の文明に於て其自から一定の時期あるものにして其時期相應の特色を誤るみとなし人生の道德の如き即ち其一箇條にして社會の文明一定の時期に達すれば其時期相應の道德[illegible]を得ず自然の約束にして幼兒には幼兒の思想あり少年には少年の思想あるが如し學者が修身敎科書を編[illegible]んとするに當り苟も自から欺かざる以上は知らず[illegible]らず其時代の特質を代表するや疑ある可らず即ち子[illegible]修身敎を之に一任して妨なき所以なり假りに一步を讓りて彼の建議の如く文部省が委員を設けて著述せしむるみとありとするも省中みれに適する高德達道の君子ある可しとも思はれざるのみか事の正面より論ずれば學者著述の權を束縛して思想の自由を奪ふものと云ふ可し少しく敎育の事に思慮ある者の決して贊成する能はざる愚案なるに易々と貴族院を通過したりとは如何にも不思議の次第ながら所詮萬事政府に依賴するを可とする卑屈心の然らしむる所なる可し若しも修身書の編纂を政府に托す可しとするの論にして不可なしとせば科學、文學の敎科書も何故に政府の編纂を待たざるか、天下萬般の善惡、個人私行の是非も何故に政府の判斷を待たざるか論者と雖も其能はざるを知るみとならん然るに獨り修身書の一事のみ政府に依賴せんとするは我輩の解する能はざる所なり或は之を評して彼等は民間の道德思想を壓服せんがため力を官府に藉らんとするものなりと云ふ者あるも辯解の辭はなかる可し本來德敎は耳より入らずして目より入るものなりとは我輩の持論にして餘り重きを敎科書に置かずと雖も明治文明の士君子にして猶ほ族長時代の夢を[illegible]修身書の高尙力を過信するを見ては一言せざる可らざるなり

雜報

○民法中修正案（前號の續）

第十一節　寄託

第六百五十六條　寄託は當事者の一方か相手方の爲めに保管を爲すことを約して或物を受取るに因りて其效力を生す

第六百五十七條　受寄者は寄託者の承諾あるに非されは受寄物を使用し又は第三者をして之を保管せしむることを得す

受寄者か第三者をして受寄物を保管せしむることを得る場合に於ては第百五條及ひ第百七條第二項の規定を準用す

第六百五十八條　無報酬にて寄託を受けたる者は受寄物の保管に付き自己の財產に於けると同一の注意を爲す責に任す

第六百五十九條　寄託物に付き權利を主張する第三者か受寄者に對して訴を提起し又は差押を爲したるときは受寄者は遲滯なく其事實を寄託者に通知することを要す

第六百六十條　寄託者は寄託物の性質又は瑕疵より生したる損害を受寄者に賠償することを要す但寄託者か過失なくして其性質若くは瑕疵を知らさりしとき又は受寄者か之を知りたるときは此限に在らす

第六百六十一條　當事者か寄託物返還の時期を定めたるときと雖も寄託者は何時にても其返還を請求することを得

第六百六十二條　當事者か寄託物返還の時期を定めさりしときは受寄者は何時にても其返還を爲すことを得

返還時期の定あるときは受寄者は已むことを得さる事由あるに非されは其期限前に返還を爲すことを得す

第六百六十三條　寄託物の返還は其保管を爲すへき場所に於て之を爲すことを要す但受寄者か正當の事由に因りて其物を轉置したるときは其現在の場所に於て之を返還することを得

第六百六十四條　第六百四十五條乃至第六百四十八條及ひ第六百四十九條第一項第二項の規定は寄託に之を準用す

第六百六十五條　受寄者か契約に依り受寄物を消費することを得る場合に於ては消費貸借に關する規定を準用す但契約に返還の時期を定めさりしときは寄託者は何時にても返還を請求することを得

第十二節　會社

第六百六十六條　會社契約は各當事者か出資を爲して共同の事業を營むことを約するに因りて其效力を生す

出資は勞務を以て其目的と爲すことを得

第六百六十七條　各社員の出資其他の會社財產は總社員の共有に屬す

第六百六十八條　金錢を以て出資の目的と爲したる場合に於て社員か其出資を爲すことを怠りたるときは其利息を拂ふ外尙ほ損害の賠償を爲すことを要す

第六百六十九條　會社の業務執行は社員の過半數を以て之を決す。

會社契約を以て業務の執行を委任したる者數人あるときは其過半數を以て之を決す

會社の常務は前二項の規定に拘はらす各社員又は各業務執行者之を專行することを得但其結了前に他の社員又は業務執行者か異議を述へたるときは此限に在らす

第六百七十條　會社の業務を執行する社員には第六百四十三條乃至第六百四十九條の規定を準用す

第六百七十一條　會社契約を以て一人又は數人の社員に業務の執行を委任したるときは其社員は正當の事由あるに非されは辭任を爲すことを得す又解任せらるゝことなし

正當の事由に因りて解任を爲すには他の社員の一致あることを要す

第六百七十二條　各社員は會社の業務を執行する權利を有せさるときと雖も其業務及ひ會社財產の狀況を檢査することを得

第六百七十三條　當事者か損益分配の割合を定めさりしときは其割合は各社員の出資の價額に應して之を定む

利益又は損失に付てのみ分配の割合を定めたるときは其割合は利益及ひ損失に共通なるものと推定す

第六百七十四條　會社の債權者は其債權發生の當時社員の損失分擔の割合を知らさりしときは各會社員に對し均一部分に付き其權利を行ふことを得

第六百七十五條　社員か會社財產に付き其持分を處分したるときは其處分は之を以て會社及ひ會社と取引を爲したる第三者に對抗することを得す

社員は淸算前に會社財產の分割を求むることを得す

第六百七十六條　會社の債務者は其債務と社員に對する債權とを相殺することを得す

第六百七十七條　會社契約を以て會社の存續期間を定めさりしとき又は或社員の終身間會社の存續すへきことを定めたるときは各社員は何時にても退社を爲すことを得但已むことを得さる事由ある場合を除く外會社の爲め不利なる時期に於て之を爲すことを得す

會社の存續期間を定めたるときと雖も各社員は已むことを得さる事由あるときは退社を爲すことを得

第六百七十八條　前條に揭けたる場合の外社員は左の事由に因りて退社す

一　死亡
二　破產
三　禁治產
四　除名

第六百七十九條　社員の除名は正當の事由ある場合に限り他の社員の一致を以て之を爲すことを得但除名したる社員に其旨を通知するに非されは之を以て其社員に對抗することを得す

第六百八十條　退社員と他の社員との間の計算は退社の當時に於ける會社財產の狀況に從ひ之を爲すことを要す

退社員の持分は其出資の種類如何を問はす金錢を以て之を拂戾すことを得

退社の當時に於て未た結了せさる事項に付ては其結了後に計算を爲すことを得

第六百八十一條　會社は其目的たる事業の成功又は其成功の不能に因りて解散す

第六百八十二條　已むことを得さる事由あるときは各社員は會社の解散を請求することを得

第六百八十三條　會社か解散したるときは淸算は總社員共同にて又は其選任したる者に於て之を爲す

第六百八十四條　淸算人の選任は總社員の過半數を以て之を決す

第六百八十五條　淸算人數人あるときは第六百六十九條の規定を準用す

第六百八十六條　會社契約を以て社員中より淸算人を選任したるときは第六百七十一條の規定を準用す

第六百八十七條　淸算人の職務及ひ權限に付ては第七十八條の規定を準用す

殘餘財產は各社員の出資の價額に應して之を分割す

第十三節　終身定期金

第六百八十八條　終身定期金契約は當事者の一方か自己、相手方又は第三者の死亡に至るまて定期に金錢其他の物を相手方又は第三者に給付することを約するに因りて其效力を生す

第六百八十九條　終身定期金は日割を以て之を計算す

第六百九十條　定期金債務者か定期金の元本を受けたる場合に於て其定期金の給付を怠り又は其他の義務を履行せさるときは相手方は元本の返還を請求することを得但既に受取りたる定期金の中より其元本の利息を控除したる殘額を債務者に返還することを要す

前項の規定は損害賠償の請求を妨けす

第六百九十一條　第五百三十二條の規定は前條の場合に之を準用す

第六百九十二條　死亡か定期金債務者の責に歸すへき事由に因りて生したるときは裁判所は債權者又は其相續人の請求に因り相當の期間債權の存續することを宣告することを得

前項の規定は第六百九十條に定めたる權利の行使を妨けす

第六百九十三條　本節の規定は終身定期金の遺贈に之を準用す

第十四節　和解

第六百九十四條　和解は當事者か互に讓步を爲して其間に存する爭を止むることを約するに因りて其效力を生す

第六百九十五條　當事者の一方か和解に依りて爭の目的たる權利を有するものと認められ又は相手方か之を有せさるものと認められたる場合に於て其者か從來此權利を有せさりし確證又は相手方か之を有せし確證出てたるときは其權利は和解に因りて其者に移轉し又は消滅したるものとす

第三章　事務管理

第六百九十六條　義務なくして他人の爲めに事務の管理を始めたる者は其事務の性質に從ひ最も本人の利益に適すへき方法に依りて其管理を爲すことを要す

管理者か本人の意思を知りたるとき又は之を推知することを得へきときは其意思に從ひて管理を爲すことを要す

第六百九十七條　管理者か本人の身體、名譽又は財產に對する急迫の危害を免れしむる爲めに其事務の管理を爲したるときは惡意又は重大なる過失あるに非されは之に因りて生したる損害を賠償する責に任せす

第六百九十八條　管理者は其管理を始めたることを遲滯なく本人に通知することを要す但本人か既に之を知れるときは此限に在らす

第六百九十九條　管理者は本人其相續人又は法定代理人か管理を爲すことを得るに至るまて其管理を繼續することを要す但其管理の繼續か本人の意思に反し又は本人の爲めに不利なること明かなるときは此限に在らす

第七百條　第六百四十四條乃至第六百四十六條の規定は事務管理に之を準用す

第七百一條　管理者か本人の爲めに有益なる費用を出したるときは本人に對して其償還を請求することを得

管理者か本人の爲めに有益なる債務を負擔したるときは第六百四十九條第二項の規定を準用す

管理者か本人の意思に反して管理を爲したるときは本人か現に利益を受くる限度に於てのみ前二項の規定を適用す

第四章　不當利得

第七百二條　法律上の原因なくして他人の財產又は勞務に因り利益を受け之か爲めに他人に損失を及ほしたる者は其利益の存する限度に於て之を返還する義務を負ふ

第七百三條　惡意の受益者は其受けたる利益に利息を附して之を返還することを要す尙ほ損害ありたるときは其賠償の責に任す

第七百四條　債務の辨濟として給付を爲したる者か其當時債務の存在せさることを知りたるときは其給付したるものゝ返還を請求することを得す

第七百五條　債務者か辨濟期に在らさる債務の辨濟として給付を爲したるときは其給付したるものゝ返還を請求することを得す但債務者か錯誤に因りて其給付を爲したるときは債權者は之に因りて得たる利益を返還することを要す

第七百六條　債務者に非さる者か錯誤に因りて債務の辨濟を爲したる場合に於て債權者か善意にて證書を毀滅し、擔保を拋棄し又は時效に因りて其債權を失ひたるときは辨濟者は返還の請求を爲すことを得す

前項の規定は辨濟者より債務者に對する求償權の行使を妨けす

第七百七條　不法の原因の爲め給付を爲したる者は其給付したるものゝ返還を請求することを得す但不法の原因か受益者に付てのみ存したるときは此限に在らす

第五章　不法行爲

第七百八條　故意又は過失に因りて他人の權利を侵害したる者は之に因りて生したる損害を賠償する責に任す

第七百九條　他人の身體、自由又は名譽を害したる場合と財產權を害したる場合とを問はす前條の規定に依りて損害賠償の責に任する者は財產以外の損害に對しても其賠償を爲すことを要す

第七百十條　他人の生命を害したる者は被害者の父母、配偶者及ひ子に對しては其財產權を害せられさりし場合に於ても損害の賠償を爲すことを要す

第七百十一條　未成年者か他人に損害を加へたる場合に於て其行爲の責任を辨識するに足るへき知能を具へさりしときは其行爲に付き賠償の責に任せす

第七百十二條　心神喪失の間に他人に損害を加へたる者は賠償の責に任せす但故意又は過失に因りて一時の心神喪失を招きたるときは此限に在らす

第七百十三條　前二條の規定に依り……監督すへき法定の義務ある者は其無能力者か第三者に加へたる損害を賠償する責に任す但監督義務者か其義務を怠らさりしときは此限に在らす

監督義務者に代はりて無能力者を監督する者も亦前項の責に任す

第七百十四條　或事業の爲めに他人を使用する者は被用者か其事業の執行に付き第三者に加へたる損害を賠償する責に任す但使用者か被用者の選任及ひ其事業の監督に付き相當の注意を爲したるとき又は相當の注意を爲すも損害か生すへかりしときは此限に在らす

使用者に代はりて事業を監督する者も亦前項の責に任す

前二項の規定は使用者又は監督者より被用者に對する求償權の行使を妨けす

第七百十五條　注文者は請負人か其仕事に付き第三者に加へたる損害を賠償する責に任せす但注文又は指圖に付き注文者に過失ありたるときは此限に在らす

第七百十六條　土地の工作物の設置又は保存に瑕疵あるに因りて他人に損害を生したるときは其工作物の占有者は被害者に對して損害賠償の責に任す但占有者か損害の發生を防止するに必要なる注意を爲したるときは其損害は所有者之を賠償することを要す

前項の規定は竹木の栽植又は支持に瑕疵ある場合に之を準用す

前二項の場合に於て他に損害の原因に付き其責に任する者あるときは占有者又は所有者は之に對して求償權を行使することを得

第七百十七條　動物の占有者は其動物か他人に加へたる損害を賠償する責に任す但動物の種類及ひ性質に從ひ相當の注意を以て其保管を爲したるときは此限に在らす

占有者に代はりて動物を保管する者も亦前項の責に任す

第七百十八條　數人か共同の不法行爲に因りて他人に損害を加へたるときは各自連帶にて其賠償の責に任す共同行爲者中の孰れか其損害を加へたるかを知ること能はさるとき亦同し

敎唆者及ひ幇助者は之を共同行爲者と看做す

第七百十九條　他人の不法行爲に對し自己又は第三者の權利を防衞する爲め已むことを得すして加害行爲を爲したる者は損害賠償の責に任せす但被害者より不法行爲を爲したる者に對する損害賠償の請求を妨けす

前項の規定は他人の物より生したる急迫の危難を避くる爲め其物を毀損したる場合に之を準用す

第七百二十條　胎兒は損害賠償の請求權に付ては既に生まれたるものと看做す

第七百二十一條　第四百十六條の規定は不法行爲に因る損害賠償に之を準用す

被害者に過失ありたるときは裁判所は損害賠償の額を定むるに付き之を斟酌することを得

第七百二十二條　●●●●他人の名譽を毀損したる者に對しては裁判所は被害者●●●の請求に因り損害賠償に代へ又は損害賠償と共に名譽を回復するに適當なる處分を命することを得

第七百二十三條　不法行爲に因る損害賠償の請求權は被害者又は其法定代理人か損害及ひ加害者を知りたる時より三年間之を行はさるときは時效に因りて消滅す不法行爲の時より二十年を經

○被服陣具の改良審査

征淸役に……具、陣具、携帶糧食等に就き發明する所少……より陸軍大臣は內海一等監督以下數名を……調査せしむるみとゝし同委員の會議室を……敎師館に設けたるが近日の內、委員總會……方針を議決する筈なりと云ふ

○西洋婦人の和服